

豊橋市分別収集計画

令和7年9月11日

豊橋市

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	2
4.	対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関 する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当 該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

本市は、目指すまちの姿「未来を担う 人を育むまち・豊橋」の実現に向け、各分野の理想の姿を明確に示しており、その一つとして「自然と共生し、地球環境を大切にするまち」を掲げている。そのためには、市民一人ひとりが、ごみ減量とリサイクルを一層進めることにより、効果的で効率的な資源循環の推進を図る必要がある。

本市では、ごみの排出量・リサイクル率について、令和2年度策定の第2次豊橋市廃棄物総合計画で掲げた数値目標の達成に向けた取り組みを進めており、特に家庭ごみの排出量削減及びリサイクル率向上が大きな課題となっている。また、最終処分場の延命化、ごみ処理広域化への対応などの課題がある。

このような状況のなか、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進、併せて最終処分量を削減することを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量並びに資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成に資するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

（1）ごみの発生・排出抑制

市民・事業者の一人ひとりが資源とごみのつながりを意識して行動することで、ごみをできるだけ出さない。

（2）リサイクルの推進

市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を意識して行動するとともに、相互の連携を図ることで、資源を有効活用する。

（3）持続可能なごみ処理の推進

ごみの処理における地球環境への影響をできるかぎり軽減するため、ごみ処理量の削減と環境負荷の少ないごみ処理システムによる、持続可能なごみ処理を目指す。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	9,006	8,922	8,839	8,755	8,672

[上記の内訳]

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	357	354	351	347	344
アルミ製容器	492	488	483	478	474
無色のガラス製容器	659	652	646	640	634
茶色のガラス製容器	555	550	545	540	535
その他のガラス製容器	274	271	269	266	264
飲料用紙製容器	340	336	333	330	327
段ボール	1,906	1,888	1,870	1,853	1,835
ペットボトル	645	639	633	627	621
プラスチック製容器包装	3,779	3,744	3,709	3,674	3,639

（注1）端数処理の関係上、合計値が合わない場合がある。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）ごみ減量の推進

ア）530市民の育成

出前講座や施設見学会などの環境教育の実施、イベントや体験講座などの体験機会の提供などを通じて、ごみの減量や分別、リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組む。

イ）効果的な情報発信の推進

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、アプリやSNSなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行う。

ウ）ごみ処理コストの意識付け

ごみの減量・分別の徹底に向け、ごみ処理に必要な経費の意識付けのための情報発信に努めるとともに、既存制度の適正化と新たな経済的手法の導入の検討に取り組む。

エ）使い捨てプラスチックの削減の推進

プラスチックストローをはじめとした、1回の使用で使い捨てられてしまう使い捨てプラスチックの削減を推進する。

オ）事業者による自主回収の推進

古紙や食品トレイ、モバイルバッテリーの店頭回収や消火器、エンジンオイルの引取回収など、製造・販売・流通業者が取り組む回収・リサイクルの活性化を促すために、市民への情報提供に努める。

（2）資源化の促進

ア）古紙のリサイクル推進

もやすごみの2割を占めるリサイクル可能な古紙について、分別徹底を呼びかけるとともに、持ち出し機会の拡充も含めたリサイクルシステム全体の充実を図ることにより、資源化の推進に努める。

イ）プラスチック資源のリサイクル推進

プラスチック製容器包装とペットボトルの再商品化を推進するため、分別徹底の呼びかけとごみステーションでの分別収集に取り組むとともに、効率的なリサイクルの推進に努める。また、製品プラスチックも含めた全てのプラスチックのリサイクルに向け、新たな取組の検討に努める。

ウ）地域資源回収の活性化

地域住民の自主的な活動によるごみの資源化を推進するため、地域資源回収の活性化を図る。

エ) 資源の回収方法の最適化

ごみステーションやリサイクルステーション等の拠点での資源の回収方法について、ごみステーションで収集する頻度や資源の種類、回収拠点の巡回方法などを市民の利便性や収集体系を含めた全体的な視点から検討し、資源の回収方法の最適化に努める。

(3) 三者の協働と適正処理の徹底

ア) 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ち帰りましょう」を合言葉に、本市で生まれ全国に広がった530運動を、530運動環境協議会との連携を主軸に市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、ごみの散乱のない清潔な生活環境の実現と530市民の育成を図る。

イ) 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」をはじめとした市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取組を支援し、理解を深める場を作る。

ウ) ごみの分別精度と持ち出しマナーの向上

ごみの分別と持ち出し状況の実態把握に努めるとともに、分別精度と持ち出しマナーの向上を図る。

エ) 外国人市民への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人市民に対し、外国語版「家庭ごみガイドブック」や説明会、SNSなどを通してごみの適正な分別と持ち出しルール の周知を図る。また、外国人コミュニティとのつながりがある各団体との連携に努め、情報発信の強化を図る。

オ) 指定ごみ袋制度の推進

中身が見えない袋やダンボールを使ったごみ出しなど、持ち出しルール違反によるごみステーションの乱雑化防止を目的に導入した指定ごみ袋制度の周知徹底を図り、制度の安定した継続に努める。また、指定ごみ袋の需要の変化やバイオプラスチックなどの新素材の普及度合いなどの社会状況を踏まえ、指定ごみ袋の規格の適正化に努める。

カ) 拡大生産者責任の推進

拡大生産者責任は、テレビや冷蔵庫のように、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方である。ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、容器包装以外のプラスチック製品やリチウムイオン電池など、新たな素材・製品についての拡大生産者責任の適用をあらゆる機会を利用して、国や産業界に働きかける。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・カン
主としてアルミ製の容器	
主として無色のガラス製容器	
主として茶色のガラス製容器	
主としてその他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙
主として段ボール製の容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラマークごみ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	329		326		323		320		317	
主としてアルミ製の容器	424		420		416		412		409	
無色のガラス製容器	(合計) 627		(合計) 621		(合計) 615		(合計) 610		(合計) 604	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 627	(引渡)量 —	(独自処理)量 621	(引渡)量 —	(独自処理)量 615	(引渡)量 —	(独自処理)量 610	(引渡)量 —	(独自処理)量 604
茶色のガラス製容器	(合計) 529		(合計) 524		(合計) 519		(合計) 514		(合計) 509	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 529	(引渡)量 —	(独自処理)量 524	(引渡)量 —	(独自処理)量 519	(引渡)量 —	(独自処理)量 514	(引渡)量 —	(独自処理)量 509
その他のガラス製容器	(合計) 261		(合計) 258		(合計) 256		(合計) 254		(合計) 251	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 261	(引渡)量 —	(独自処理)量 258	(引渡)量 —	(独自処理)量 256	(引渡)量 —	(独自処理)量 254	(引渡)量 —	(独自処理)量 251
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	71		70		70		69		68	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 533		(合計) 528		(合計) 523		(合計) 518		(合計) 513	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 533	(引渡)量 —	(独自処理)量 528	(引渡)量 —	(独自処理)量 523	(引渡)量 —	(独自処理)量 518	(引渡)量 —	(独自処理)量 513
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,061		(合計) 2,042		(合計) 2,023		(合計) 2,004		(合計) 1,985	
	(引渡)量 2,061	(独自処理)量 —	(引渡)量 2,042	(独自処理)量 —	(引渡)量 2,023	(独自処理)量 —	(引渡)量 2,004	(独自処理)量 —	(引渡)量 1,985	(独自処理)量 —

- (注1) 独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。
(注2) スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器及び段ボールについては、地域資源回収・古紙リサイクルヤードによる回収量は含まない。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、推計人口及び人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
361,390 人 (対前年度比) －0.918%	358,043 人 (対前年度比) －0.926%	354,696 人 (対前年度比) －0.935%	351,349 人 (対前年度比) －0.944%	348,000 人 (対前年度比) －0.953%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集方式	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	びん・カン	①ステーション方式	①市及び市が委託する民間業者による定期収集	①市が委託する民間業者
	アルミ製容器		②地域資源回収	②地域資源回収団体	②民間業者
ガラス	無色のガラス製容器		ステーション方式	市及び市が委託する民間業者による定期収集	市が委託する民間業者
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	古紙	地域資源回収	町自治会などによる地域資源回収	民間業者
	段ボール		拠点回収	市及び市が委託する民間業者による拠点回収(リサイクルステーション)	
			地域資源回収	町自治会などによる地域資源回収	
			拠点回収	市及び市が委託する民間業者による拠点回収(リサイクルステーション、環境センター)	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ステーション方式	市及び市が委託する民間業者による定期収集	市が委託する民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラマークごみ	ステーション方式		

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	びん・カン	透明もしくは 半透明の袋	パッカー車	資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙	回収袋	ユニック車	民間業者
段ボール		回収用ワゴン	ユニック車 パッカー車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	透明もしくは 半透明の袋	パッカー車	資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)
その他のプラスチック製 容器包装	プラマークごみ			プラスチック リサイクルセンター (選別・圧縮・保管施設)

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 環境審議会による確認・助言

市民や事業者の意見、要望を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、毎年、廃棄物の排出抑制のための方策の実施状況等について、学識経験者・その他関係団体などの代表者で構成された環境審議会に報告し助言を受けることとし、令和 10 年度の次期計画策定時には、その評価を基に適切な計画の策定やその精度向上を図る。

(2) 地域活動の推進

町自治会などの団体による地域資源回収を促進するため、奨励金を交付するとともに、効果的な資源回収方法の提案、古紙回収ボックスの貸与などの支援を行う。